

令和6年10月から所得制限は撤廃されました。

■児童手当等にかかる所得制限について

令和4年10月支給分（令和4年6月分以降）から、特例給付の支給に所得の上限が設けられました。（※令和6年9月まで）

- ・（1）未満の場合：児童1人につき、児童手当として月15,000円または月10,000円を支給
- ・（1）以上（2）未満の場合：児童1人につき、特例給付として月5,000円を支給
- ・（2）以上の場合：支給額なし

扶養親族などの数 (カッコ内は例)	(1) 所得制限限度額		(2) 所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人 (前年末に児童が生まれていない場合 など)	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
1人 (児童1人の場合 など)	660万円	875.6万円	896万円	1,124万円
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合 など)	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合 など)	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合 など)	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合 など)	812万円	1,040万円	1,048万円	1,276万円

※注意

- ・児童手当が支給されなくなったあとに所得が（2）を下回った場合、改めて認定請求書の提出が必要です。
- ・「収入額の目安」は、給与収入のみの目安です。あくまでも目安ですので、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除などを控除した後の所得額で所得制限を確認します。
- ・扶養親族などの数は、所得税法上の同一生計配偶者および扶養親族（里親などに委託されている児童や施設入所児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。）ならびに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額（所得ベース）は、1人にき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限ります。）または老人扶養親族である時は44万円）を加算した額となります。